

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 利用料金の額の承認（7件）【建設局公園緑地部公園管理課】2
- 指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】20
- 指定障害児通所支援事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】25
- 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】26
- 徴収事務の委託【教育委員会中央図書館運営企画課】27

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（3件）【技術監理局契約部契約課】28

北九州市告示第 2 5 7 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項の規定により、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間の白野江植物公園及び白野江植物公園駐車施設の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の 種類等	金額				備考
	入 園 料	区分	一般	小・中学校 の児童及び 生徒	
白野江 植物公 園	個人 団体（ 25人 以上）	1 人 1 回	300円	150円	国民の祝日及び緑化 に関する行事をする 日で、市長が特に必 要があると認めて規 則で定める日につい ては、無料で入園さ せるものとする。
			240円	120円	
			300円	150円	
白野江 植物公 園駐車 施設	大型自動車 中型自動車	1台1回 (1日以 内)	1,000円	300円	大型自動車、中型自 動車及び普通自動車 の区分は、道路交通 法の一部を改正する 法律（平成27年法 律第40号）による 改正前の道路交通法 第3条に規定するこ ろによる。
	普通自動車				

北九州市告示第 2 5 8 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項の規定により、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間の到津の森公園、到津の森公園駐車施設及びひびき動物ワールドの利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の種類等	金額					備考
	入園料	区分	一般	中学校及び高等学校の生徒	小学校の児童以下の者（4歳未満の者を除く。）	
到津の森公園	入園料	個人	1 人 1 回	8 0 0 円	4 0 0 円	1 0 0 円
		団体（25人以上）	1 人 1 回	6 0 0 円	3 0 0 円	5 0 円
到津の森公園駐車施設	大型自動車 中型自動車	1 台 1 回（1 日以内）		1, 0 0 0 円		大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 4 0 号
	普通自動車			6 0 0 円		

					<p>)による改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。</p>
ひびき動物ワールド	入場料	区分		一般	小・中学校の児童及び生徒
		1人1回		300円	150円
		回数券（4枚つづり）	1人1回	1,000円	500円

北九州市告示第 2 5 9 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項の規定により、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間の山田緑地、森の家及び山田緑地駐車施設の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の種類等	金額				備考		
	山田緑地	入園料	無料				
森の家	各室利用料	区分	9 時～ 1 2 時		1 2 時～ 1 7 時		1 多目的ホール、大会議室、小会議室又は講習室の利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に 1 0 0 分
			平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	
		多目的ホール	6,900 円	7,950 円	9,900 円	11,850 円	
	大会議	1,650 円	2,550 円	2,400 円	3,900 円		

	室					<p>の6を乗じて得た額（当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額）とする。</p> <p>2 多目的ホールの利用面積が2分の1以下の場合の額は、既定の額の5割に相当する額とする。</p>
	小会議室	900円	1,650円	1,500円	2,400円	
	講習室	2,400円	4,000円	3,700円	6,000円	
	映像室	1,650円	2,550円	2,400円	3,900円	
冷暖房設備利用	施設名	30分又はその端数ごとに				
	多目的ホール					1,220円
	大会議室					420円
	小会議室					350円
	講習室					560円

	料	映像室		420円	
山田緑地駐車施設	大型自動車 中型自動車	1台1回(1日以内)		1,000円	大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)による改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。
	普通自動車			300円	

北九州市告示第260号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）第11条の2第3項の規定により、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の志井ファミリープールの利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）第4条の4の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月9日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の種類等	金額					備考
	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	幼児		
志井ファミリープール	入場料	個人	1人1回	400円	200円	50円
		団体（25人以上）		320円	160円	40円
		施設利用料	波のプール	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒
		個人	1人1回	300円	150円	50円
		団体（25人以上）		240円	120円	40円
		スライダープール		1人1回	100円	

	川下りプール	1人1回	100円
その他利用料	コインロッカー	1回	100円

北九州市告示第 261 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 7 号）第 11 条の 2 第 3 項の規定により、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間の響灘緑地広場、ポニー広場、熱帯生態園、都市緑化センター、響灘緑地野外ステージ、サイクリングターミナル及び響灘緑地駐車施設の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 47 年北九州市規則第 33 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の種類等	金額			備考	
	入園料	区分	一般		
響灘緑地広場	入園料	1 人 1 回	1 5 0 円	小・中学校の児童及び生徒	国民の祝日及び緑化に関する行事をする日で、市長が特に必要があると認めると認めて規則で定める日については、無料で入園させるものとする。
				7 0 円	
ポニー広場	乗馬料	個人	1 人 1 回	3 5 0 円	小・中学校の児童及び生徒が、係員の指導の
		団体（25人以上）		3 0 0 円	

場					下に乗馬するときに限る。		
	1頭につき30分又はその端数ごとに			3,000円			
	馬車利用料	区分	一般		中学校の生徒以下の者		
1人1回		300円		150円			
熱帯生態園	区分		一般		小・中学校の児童及び生徒		
	1人1回		350円		200円		
	回数券(4枚つづり)	1人1回	1,000円		500円		
都市緑化センター	各室利用料	区分	9時～12時		12時～17時		イベントホールの利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該
			平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	
		イベントホール	3,750円	4,350円	5,400円	6,450円	
		講習室	2,400円	2,850円	3,600円	4,350円	
会議室	1,500円	1,800円	2,250円	2,700円			

							規定の額の 15割に相 当する額) とする。
冷 暖 房 設 備 利 用 料	施設名		30分又はその端数ごとに				
	イベントホール		420円				
	講習室		140円				
	会議室		40円				
響 灘 緑 地 野 外 ス テ ー ジ	1時間又はその端数ごとに			1,500円		利用者が入 場料等を徴 収する場合 の額は、入 場料等の総 収入額に1 00分の6 を乗じて得 た額（当該 額が規定の 額の15割 に相当する 額に満たな いときは、 当該規定の 額の15割 に相当する 額）とする 。	
サ	自	区分	一般	中学校の	小学校の		

イク リ ン グ タ ー ミ ナ ル	転 車 利 用 料			生徒	児童以下 の者		
		基 本 利 用 料	1台2時間 以内	300円	190円	150円	
		超 過 利 用 料	1台2時間 を超える3 0分又はそ の端数ごと に	70円			
	そ の 他 利 用 料	コインロッカー	1回	100円			
響 灘 緑 地 駐 車 施 設	大型自動車 中型自動車	1台1回（1日以 内）	1,000円			大型自動車 、中型自動 車及び普通 自動車の区 分は、道路 交通法の一 部を改正す る法律（平 成27年法 律第40号 ）による改 正前の道路 交通法第3 条に規定す	
	普通自動車		300円				

				るところに よる。
--	--	--	--	--------------

北九州市告示第262号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）第11条の2第3項の規定により、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の旧安川邸及び夜宮公園駐車施設の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）第4条の4の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月9日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の種類等	金額				備考	
	旧安川邸	入場料	区分	一般		
				小学校の児童及び中学校の生徒		
		個人	1人	260円	130円	
		団体（25人以上）	1回	200円	100円	
夜宮公園駐車施設	大型自動車 中型自動車		1台1回 (1日以内)		1,000円	大型自動車及び中型自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法（以下「改正

			前の道路交通法 」という。) 第 3条に規定する ところによる。
普通自動車	1台につき 30分又は その端数ご とに	100円。ただし、1日 に連続して3時間を超え て駐車したときは、1日 当たり600円	1 普通自動車 とは、改正前 の道路交通法 第3条に規定 する普通自動 車をいう。 2 駐車時間が 20分以内の ときは、無料 とする。

北九州市告示第263号

北九州市平尾台自然の郷条例（平成15年北九州市条例第19号）第8条第3項の規定により、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の北九州市平尾台自然の郷の入場料、野外ステージ、キャンプ施設及び駐車場の利用料金の額を承認したので、北九州市平尾台自然の郷条例施行規則（平成15年北九州市規則第48号）第6条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月9日

北九州市長 北 橋 健 治

施設			金額		備考	
入場料			無料			
野外ステージ			1時間又はその端数ごとに	1,500円	利用者が入場料、会費その他これらに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額（当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額）とする。	
キャンプ施設	テント区画	区画内に駐車することができる	10時から翌日の10時まで	1区画1回	4,500円	10時から17時までの区分によりテント区画を利用した場合で、17時を超えて翌日の10時までの間の引き続く利用に係
			10時から17時まで		3,000円	

	もの				<p>る額は、区画内に駐車することができるものを利用する場合にあっては1,500円、区画内に駐車することができないものを利用する場合にあっては1,050円とする。</p>
	区画内に駐車することができないもの	10時から翌日の10時まで		3,000円	
		10時から17時まで		1,950円	
	シャワー	1回		100円	
駐車場	大型自動車 中型自動車	普通自動車	1台1回 (1日以内)	1,000円	<p>1 大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定するところによる。</p> <p>2 テント区画（区画内に駐車することができないものに限る。）を利用する場合は、1区画につき大型自動車</p>
				300円	

				、中型自動車又は普通自動車1台については、無料とする。
--	--	--	--	-----------------------------

北九州市告示第264号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項、第51条の19第1項及び第51条の20第1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第24条の28第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので法第51条第1号、第51条の30第1項第1号及び第51条の30第2項第1号並びに児童福祉法第21条の5の25第1号及び第24条の37第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月9日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
たつのおとしご 北九州市八幡西区穴生二丁目15番96-401号	合同会社たつのおとしご 代表社員 谷脇真里 北九州市八幡西区穴生二丁目15番96-401号	特定無し	4016701841

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
たつのおとしご 北九州市八幡西区穴生二丁目15番96-401号	合同会社たつのおとしご 代表社員 谷脇真里 北九州市八幡西区穴生二丁目15番96-401号	特定無し	4016701841

(3) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主	事業の主たる対象者	事業所番号

地	たる事務所の所在地		
ポップカルチャースタジオ未来 図 小倉 北九州市小倉北区浅野二丁目17番1号畠中ビル6階	株式会社PayForward 代表取締役 柴垣達也 福岡市博多区博多駅前三丁目3番12号第6ダイヨシビル2階	身体障害者 (肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害及び内部障害)、知的障害者及び精神障害者	4017801798
就労継続支援B型事業所リベロ 北九州市八幡西区南王子町2番14号	株式会社マーブル 代表取締役 山口直彦 北九州市小倉北区紺屋町8番1号	特定無し	4016701825
ファクトリーann 北九州市八幡西区黒崎四丁目1番6号エンタープライズビル3階	株式会社ペルソナ 代表取締役 金礪賢爾 北九州市八幡西区鉄王一丁目7番14号	特定無し	4016701833

(4) 指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ステイホーム小倉 北九州市小倉南区下曾根四丁目3番3号	合同会社夢心 代表社員 吉松洋平 福岡県京都郡苅田町大字新津1598番地8	身体障害者 (聴覚言語)、知的障害者及び精神障害者	4027700311

(5) 指定一般相談支援事業者（地域移行支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主	事業の主たる対象者	事業所番号
-----------------	------------------------	-----------	-------

地	たる事務所の所在地		
相談支援よろこび 北九州市小倉南区長尾六丁目10番31号ビーラインMAXmai202号室	株式会社よろこび 代表取締役 毛利 崇 北九州市小倉南区徳力四丁目19番27号	特定無し	4037700491

(6) 指定一般相談支援事業者（地域定着支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援よろこび 北九州市小倉南区長尾六丁目10番31号ビーラインMAXmai202号室	株式会社よろこび 代表取締役 毛利 崇 北九州市小倉南区徳力四丁目19番27号	特定無し	4037700491

(7) 指定特定相談支援事業者（特定相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援よろこび 北九州市小倉南区長尾六丁目10番31号ビーラインMAXmai202号室	株式会社よろこび 代表取締役 毛利 崇 北九州市小倉南区徳力四丁目19番27号	特定無し	4037700491

(8) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号

COMPASS 下到津 北九州市小倉北 区下到津五丁目 3番3号カーザ ミア1-2階	株式会社三葉 代表取締役 北田健二 北九州市小倉南区葛原一 丁目2番35号	重症心身障 害児以外	4057800106
---	--	---------------	------------

(9) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業者又は施設の設置者 の名称、代表者名及び主 たる事務所の所在地	事業の主た る対象者	事業所番号
COMPASS 下到津 北九州市小倉北 区下到津五丁目 3番3号カーザ ミア1-2階	株式会社三葉 代表取締役 北田健二 北九州市小倉南区葛原一 丁目2番35号	重症心身障 害児以外	4057800106
放課後等デイサ ービスchilu（チルル ） 北九州市若松区 桜町5番3号	株式会社EN. palette 代表取締役 早川 淳 北九州市若松区桜町5番 3号	重症心身障 害児以外	4056500079

(10) 指定障害児相談支援事業者（障害児相談支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業者又は施設の設置者 の名称、代表者名及び主 たる事務所の所在地	事業の主た る対象者	事業所番号
相談支援よろこ び 北九州市小倉南 区長尾六丁目1 0番31号ビー ラインMAXm ai202号室	株式会社よろこび 代表取締役 毛利 崇 北九州市小倉南区徳力四 丁目19番27号	特定無し	4077700070

2 指定年月日

令和4年3月1日

北九州市告示第 265 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定による指定障害児通所支援事業の廃止の届出があったので、児童福祉法第 21 条の 5 の 25 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ぐろーういんぐ はーと 北九州市八幡西 区的場町 1 番 1 7 号	一般社団法人光 代表理事 小野光代 北九州市戸畑区新川町 2 番 20 号	重症心身障 害児以外	4056700174

2 廃止年月日

令和 4 年 2 月 28 日

北九州市告示第266号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月9日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
グループホーム 千歳 北九州市小倉南区下城野三丁目 4番16号	株式会社FUKUSHI N 代表取締役 杉山寛英 北九州市小倉南区東貫一 丁目12番25-806 号	知的障害者 及び精神障 害者	4027700246

2 廃止年月日

令和3年12月31日

北九州市告示第267号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、駐車場使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年5月9日

北九州市長 北橋健治

施設の名称	受託者		委託期間
	名称	住所	
小倉南図書館	日本施設協会 ・図書館流通 センター共同 事業体代表 者株式会社 日本施設協会	北九州市戸畑 区汐井町1番 6号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日ま で
八幡図書館	株式会社図書 館流通センタ ー	北九州市八幡 西区黒崎城石 1番1号	
八幡西図書館	株式会社黒崎 コミュニティ サービス	北九州市小倉 北区米町二丁 目2番1号	

北九州市公告第278号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年5月9日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

かん・びん収集用指定袋 250万枚

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 仕様書に定めるとおり

(4) 納入場所 市の指示する場所

(5) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

(6) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、この公告日以前の5年間に、国、地方公共団体等の官公署（外国の官公署を含む。）又は北九州市の外郭団体及びこれに準じる団体からの発注に対し、遅滞なく誠実に納入した実績（納入数量の合計が50万枚以上であるものに限る。）があること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和4年5月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和4年6月21日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和4年5月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

（ア） 提出期間

この公告の日から令和4年5月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

（イ） 提出場所

第1号アの場所

（ウ） 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

（5） 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和4年6月7日から同月20日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月21日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和4年6月20日午後5時までに必着のこと。

（6） 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和4年6月21日午後2時10分

6 その他

（1） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
 - エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等
- 北九州市技術監理局契約部契約課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
電話 093-582-2017
- (8) 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Product and Quantity
Purchase of Clear plastic bag for cans and bottles
Quantity: 2,500,000 sheets
- (2) Deadline for the submission of tender
For tenders via the electronic bidding system :
2:00p.m., June 21, 2022
For tenders submitted by mail :
5:00p.m., June 20, 2022
- (3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第279号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年5月9日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

ペットボトル収集用指定袋 164万枚

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 令和4年12月28日

(4) 納入場所 市の指示する場所

(5) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

(6) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、この公告日以前の5年間に、国、地方公共団体等の官公署（外国の官公署を含む。）又は北九州市の外郭団体及びこれに準じる団体からの発注に対し、遅滞なく誠実に納入した実績（納入数量の合計が32万枚以上であるものに限る。）があること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和4年5月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和4年6月21日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和4年5月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

（ア） 提出期間

この公告の日から令和4年5月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

（イ） 提出場所

第1号アの場所

（ウ） 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

（5） 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和4年6月7日から同月20日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月21日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和4年6月20日午後5時までに必着のこと。

（6） 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和4年6月21日午後2時10分

6 その他

（1） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等
- 北九州市技術監理局契約部契約課
- 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
- 電話 093-582-2017
- (8) 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Product and Quantity
- Purchase of Clear plastic bag for pet bottles
- Quantity: 1,640,000 sheets
- (2) Deadline for the submission of tender
- For tenders via the electronic bidding system :
- 2:00p.m., June 21, 2022
- For tenders submitted by mail :
- 5:00p.m., June 20, 2022
- (3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第280号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年5月9日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

コークス 2, 100トン

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 令和4年7月1日から同年9月30日まで

(4) 納入場所 北九州市門司区新門司三丁目79番地

新門司工場

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

ア 1, 900トン 令和4年8月頃

イ 1, 500トン 令和4年11月頃

(6) 最初の契約に係る入札公告日 令和4年1月27日

(7) 入札方法 1トン当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和4年5月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和4年6月3日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提

出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和4年5月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和4年5月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和4年5月27日から同年6月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月3日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和4年6月2日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和4年6月3日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上

。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

(8) 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Coke

Forecasted Quantity: 2,100t

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system:

2:00p.m., June 3, 2022

For tenders submitted by mail:

5:00p.m., June 2, 2022

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu